

原 著

アメリカ合衆国におけるバイリンガル特殊教育の発展過程
—1954年から1970年代まで—

那須野三津子*・柳本雄次**・徳田克己**

特殊教育を必要とし英語以外を第一言語とする児童生徒に対し、制度的な保障を行っているアメリカのバイリンガル特殊教育について、まず、その発展過程を踏まえ、いかなる教育理念が提起されたのかを考察することを目的とした。時代設定としては、教育機会均等化の契機となった1954年のブラウン判決からバイリンガル特殊教育が正式に認められた1970年代までを対象とした。方法としては、特殊教育とバイリンガル教育の制度的発展過程の中から特にバイリンガル特殊教育に関するものに焦点をあてて分析を行った。当該時期における特殊教育に関する訴訟は、障害のみに固執したものではなく社会的あるいは/または文化的言語的マイノリティの問題に密接したものであった。そこで提起された教育機会均等は、障害や人種、言語を超えるものとして受け止められた。また、バイリンガル教育に関する訴訟においても、教育機会均等における平等な教育的処置が求められ、法廷で認められるようになった。これらの理念は、特殊教育やバイリンガル教育の分野のみではなく、アフリカ系アメリカ人による公民権運動という社会的背景の影響を強く受けて浮かび上がったものであった。また、人種差別の問題及び社会的マイノリティや文化的言語的マイノリティの教育問題は、地域によっては数的なマイノリティのものではなかった。けれども、これらの運動が幅広く周知されるようになり、より数的にもマイノリティである特殊教育を必要とし英語以外を第一言語とする児童生徒への教育の発展にも寄与したことがうかがえた。

キー・ワード：バイリンガル特殊教育 法令 判例 アメリカ合衆国

I. はじめに

移民・難民・外国人労働者などの子どもの教育課題に直面してきた北米やヨーロッパ等では、特殊教育を必要とし滞在国言語以外を第一言語⁽¹⁾とする児童生徒の教育実践に関する取り組みが見られる。中でも、アメリカ合衆国(以下、アメリカと示す)では、特殊教育を必要とし英語以外を第一言語とする児童生徒に対し、

法律によって第一言語でのアセスメントを義務付けている。また、バイリンガル特殊教育という枠組みの中で特殊教育に関する法律のみならず、バイリンガル教育に関する法律の両方から支援を受けることができるという制度を有している。

そのため、本研究では、特殊教育を必要とし英語以外を第一言語とする児童生徒に対し、制度的な保障を行っているアメリカのバイリンガル特殊教育⁽²⁾について、まず、その発展過程を踏まえ、いかなる教育理念が提起され具現化さ

* 心身障害学研究科

** 心身障害学系

れてきたのかを考察することを目的とする。バイリンガル特殊教育の発展過程を踏まえるためには、その法律の拠り所となる特殊教育及びバイリンガル教育のそれぞれの発展過程の中から考えることが求められる。特殊教育やバイリンガル教育の理念やその具体的方策については、日本においても過去の研究において論じられてきている（安藤，2001；末藤，1999；山田・草薙，1989；山田・草薙，1990）。しかしながら、特殊教育とバイリンガル教育との関係からバイリンガル特殊教育について考究したものは管見の限り見当たらない。そのため、本稿では、両者の接点となる法令や判例を中心に取り上げて分析することとする。

なお、今回は、教育機会均等化の契機となった1954年のブラウン判決からバイリンガル特殊教育が公に認知され始めた1970年代までの制度的な発展過程（Table 1）に焦点をあてることとし、制度実施に関する具体的方策は別の機会にて発表したい。

また、本研究における特殊教育とは、障害に応じた教育であり、バイリンガル教育とは、滞在国言語及び第一言語を用いた教育である⁴³⁾。よって、バイリンガル特殊教育とは、障害に応じた教育と、滞在国言語及び第一言語による教育を保障しようとするものである。また、法律名に関しては、その当時の訳語を用いることとする。

II. バイリンガル特殊教育の発展過程

1. 1954年から1960年代；非差別・平等参加を掲げた公民権運動の影響

第二次世界大戦以降、アフリカ系アメリカ人の非差別・平等参加を目指した社会運動が公民権という概念を明らかにし、参加の権利を獲得するために裁判制度を戦略的に活用した。1954年のブラウン訴訟（Brown v. the Board of Education, 1954）において、すべての子どもに教育の機会均等を保障することが権利として承認⁴⁴⁾されて以来、特殊教育とバイリンガル教育の政策に関して、アメリカの法廷やアメリカの

議会において大きな変化がみられた。本訴訟を発端とした学校の人種差別廃止に関する判例のほとんどは、アフリカ系アメリカ人によって起こされた訴訟であったが、非差別・平等参加を求めた判決は、他のマイノリティの教育問題に関する多くの訴訟において引用されている（Congressional Quarterly, 1977）。特殊教育及びバイリンガル教育、バイリンガル特殊教育に関連する文献においても、その教育の機会均等化⁴⁵⁾の契機となった訴訟として、このブラウン訴訟の非差別・平等参加をうたった点が言及されている（安藤，2001；Culatta & Tompkins, 1999；Fernandez, 1992；Leibowitz, 1980；Weinberg, & Weinberg, 1990；Yell, 1998）。

1) 特殊教育のための法律制定：1950年代から1960年代を、安藤（2001）は、「連邦による特殊教育行政の確立」の時期としている。それ以前と比較して1950年代以降は、かつてないほど障害のある人の権利が促進され、多くの法律が制定された⁴⁶⁾。この時代には、精神遅滞児教育教員養成助成金法（Expansion of teaching in the Education of Mentally Retarded Children Act of 1958）、精神遅滞者施設・コミュニティ精神衛生センター設置法（Mental Retardation Facilities and Community Mental Health Centers Construction Act of 1963）、障害児早期教育法（Handicapped Children's Early Education Assistance Act of 1968）等が制定されている。障害児早期教育法以前の法律は、特定の障害を有する子どもへの教育、もしくは通常教育、保健分野と関連させて障害のある子どもへの教育が述べられがちであった（Culatta & Tompkins, 1999）。しかし、先の法律より、特殊教育そのもののサービスの向上や拡大が図られ、実践研究センターの設置などに連邦からの助成金が出されるようになった。

2) 差別的な検査による特殊教育措置への抗議：特殊教育に関する訴訟では、20世紀前半まで、指導困難とみなされた児童生徒を通常教

Table 1 バイリンガル特殊教育発展に主に影響した法律・判例など（1954年-1970年代）

年代	法律	特殊教育 関連	バイリン ガル教育 関連	判例・他
1954				ブラウン訴訟（すべての子ども教育機会均等の保証が求められた。分離すれども平等という判例を覆した。）
1957				（スプートニック打ち上げ成功。全英語指導による外国語技能の欠如が指摘。）
1958	国家防衛教育法(P.L. 85-864) 精神遅滞児教育教師養成助成 金法 (P.L. 85-926)	●	●	
1959				（キューバ革命時に多くの難民がマイアミに移動）
1963	精神遅滞者施設・コミュニティ 精神衛生センター設置法 (P.L. 88-164)	●		
1964	公民権法 (P.L. 88-352) タイトルVI 第601条	(共通)	(共通)	
1965	初等・中等教育法 (P.L. 89-10) タイトルI	(共通)	(共通)	
1966	修正初等・中等教育法(P.L. 91-230)	タイトルVI (障 害児教育法)		
1967				ホブソン訴訟（知能検査がアフリカ系アメリカ人と貧困 児童生徒にとって差別的であるとの判決。）
1968	修正初等・中等教育法(P.L. 90-247) 障害児早期教育法 (P.L. 90-538)	タイトルIII (プログ ラムの期間と認可)	タイトルVII (バイ リンガル教育法)	エレオラ訴訟（特殊学級措置前に保護者と本人に聴聞す る必要性が浮上。）
1969				ダイアナ訴訟（知能検査での第一言語の重要性を確認。）
1970	修正初等・中等教育法(P.L. 91-230) 発達障害者サービス法(P.L. 91-517)	タイトルVI (障 害児教育法)		
1971				コバロピマス訴訟（特殊学級措置前に詳細な情報に基づ いた親の同意が必要であることが浮上。）
1972				PARC 訴訟（重度知的障害を含めすべての市民に教育プロ グラムを提供するよう求めた。） ミルズ訴訟（重度障害を含むすべての障害のある子どもに 対し公教育を保障すべきという判決。） ラリー訴訟（知能検査の妥当性と民族的・人種的に不均等な 特殊教育措置に対する疑問を訴える。）
1973	リハビリテーション法第504条 (P.L. 93-112)	●		（公の文獻にバイリンガル特殊教育が登場）
1974	修正教育法(P.L. 93-380)		タイトルII 教 育機会均等法 タイトルVII (バイ リンガル教育法)	ラリー訴訟（知能検査の妥当性と民族的・人種的に不均等な 特殊教育措置に対する疑問を訴える。） ロー訴訟（平等な教育的措置の下、言語的障壁に対処せ ねばならないという判決。）
1975	全障害児教育法 (P.L. 94-142)	●		アスピラ訴訟（バイリンガル教育有資格者の疑問。）
1976				オテロ訴訟（バイリンガル教育有資格者の疑問。）
1978	修正教育法(P.L. 95-561)		タイトルVII (バイ リンガル教育法)	ローラ訴訟（情緒障害の同定を非差別的に行うよう判決。） カリフォルニア大学評議員訴訟（意図的な差別のみが 禁じられていると解釈が認められた。） ラリー訴訟（差別的に標準化された知能検査を用いること を禁止し、民族的・人種的に不均等な特殊教育措置の割合のデ ータを収集・監視し、不均等を是正するよう求めた判決。）
1979				ダイルシア訴訟（すべての障害のある児童生徒に対して 適切なバイリンガル教育プログラムを準備することが認め られた。）

育から除外する傾向にあった (Beattie v. Board of Education, 1919; Watson v. City of Cambridge, 1893)。しかし、この傾向は、1950年代、1960年代の公民権運動を起点として変化している (安藤, 2001; Culatta & Tompkins, 1999; Yell, 1998)。この時期における主要な訴訟として、1967年のホブソン訴訟 (Hobson v. Hansen, 1967)、及び、1969年のダイアナ訴訟 (Diana v. State Board of Education, 1969) が挙げられる (安藤, 2001; Culatta & Tompkins, 1999)。これらの訴訟は、社会的もしくは/または文化的言語的に異なった児童生徒に対しての特殊教育措置の妥当性に疑問を投げかけたものであった。先のブラウン訴訟の影響を受けた1967年のホブソン訴訟では、特殊教育措置の目安とされた知能検査が、アフリカ系アメリカ人や貧困児童生徒にとって差別的であるという判決がなされた。1968年にも、知能検査の妥当性に疑問を訴えたエレオラ訴訟 (Arreola v. Santa Ana Board of Education, 1968) があった。具体的には、11名のメキシコ系アメリカ人の子どもらを知的障害学級に措置するのを、非差別的な手続きが確立されるまで差し止めることを求めたものである。これは法廷外での和解に終わったが、教育可能な知的障害学級への措置前に保護者と子どもに聴聞⁴⁷⁾するという過程の必要性が述べられた。この他にも特殊教育措置の方法を問題とした訴訟が起こされた。ダイアナ訴訟でも、メキシコ系アメリカ人の12名の子どもが原告となった。この訴訟で、英語ではなく、子どもの第一言語であるスペイン語を話す心理士によって再検査がなされたところ、最高で49得点、その他の子どもでは10-22得点の間でより高い結果が得られたことが証明された。ダイアナ訴訟も法廷外の和解で終わったが、言語アセスメント政策に特に影響を与えたものとして有名である (Fernandez, 1992; Weinberg, & Weinberg, 1990)。

3) 国際的地位確保のためのバイリンガル教育の導入: 他方、バイリンガル教育に関しては、冷戦を背景として、国家防衛教育法

(National Defense Education Act of 1958) が制定され、外国語教授のために連邦資金が適用されることとなった。1800年代から第一次世界大戦前までは、ヨーロッパ主義の言語的多様性の時期であり、ドイツ語やフランス語などを取り入れたバイリンガル教育が行われていた (Leibowitz, 1980)。その後、アメリカ化運動の影響を受け、第二次世界大戦によってバイリンガル教育に終止符が打たれ、戦後まで、英語以外の言語を排除する同化政策が続いた。しかし、スプートニック・ショックをきっかけに、再び、国際的な地位の保全と権力の維持を図るための外国語教育が必要とされた。これは、大学という場に限られていたが、アメリカの言語政策に、2つの矛盾する教育理念が存在することとなった (Ovando & Collier, 1987)。すなわち、国際的な地位と権力を獲得・維持するための (主に英語の分かる国民に対しての) 外国語教育と、国内統一に向けた (主に国内の外国人に対しての) 同化政策のための英語教育が共存している (Brisk, 1998; Ovando, 1990)。このような矛盾を含むものの、一言語一文化政策の例外が示され、多文化的背景への考慮の時期が1960年代にもたらされてきた。

1968年に、英語を話す能力に制限のある児童生徒を初めて国家的に認知したバイリンガル教育法 (Elementary and Secondary Education Act, amended by P. L. 90-247, [Title VII]) が制定されている。これは、上記の特殊教育のような訴訟、すなわち差別を訴え子どもの利益を守ろうとした結果起こされた政策転換ではなく、1957年のスプートニック・ショックの影響、1959年のキューバ革命時に生み出された難民の救済、1960年代の公民権運動の隆盛が立法化に拍車をかけたと考えるのが妥当であろう。

4) バイリンガル特殊教育の萌芽期: 特殊教育とバイリンガル教育、ひいてはバイリンガル特殊教育に大きな影響を与えた連邦法の成立が1960年代にあった。その最たるものが公民権法 (Civil Rights Act of 1964) である。これは、学校が非差別的な対応をせねばならないとした

最初の連邦法であり、この立法を契機として、ある特定の集団を差別し、公民権を剝奪することに対する社会正義や平等が強く問われるようになった。そもそもアフリカ系アメリカ人に対する学校の人種差別廃止を求めた訴訟が発端であったが、この法律のタイトルVIによって、それ以前まであまり政策に影響力を持たなかった保健教育福祉省⁽⁸⁾が、人種や肌の色、出身国をもとに差別を行った学校から連邦の予算を差し押さえる権限をもつようになったのである。

さらに、翌年1965年の初等・中等教育法のタイトルI (Elementary and Secondary Education Act of 1965, [Title I]) に、経済的不利益を受けている子どもが教育において成功するために必要な補償教育を提供する学校区を支援する内容と財政計画が盛り込まれた。その中の経済的支援は、移住者教育支援と同様に英語を話す能力に制限のある児童生徒にとっても利用可能とされた。また、障害のある児童生徒については、1965年の修正初等・中等教育法 (Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 89-313) においてタイトルIの有資格者に含まれることになった。この法律の対象者に英語を話す能力に制限のある児童生徒及び障害のある児童生徒の両者が含まれていたことは明記されていないものの、バイリンガル特殊教育対象の児童生徒も、教育的ニーズに応えるために行われた経済的支援を受けていた可能性が高いと推測される。

また、1966年の修正初等・中等教育法タイトルVI (Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 89-750, [Title VI]) によって、連邦教育局内に障害児教育訓練課⁽⁹⁾が設けられ、後の1968年の修正初等・中等教育法タイトルVII (Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 90-247, [Title VII]) によって、バイリンガル教育法が制定された。

1950年代後半から1960年代は、障害のある児童生徒及び英語を話す能力に制限のある児童生徒の教育の機会均等化が、連邦政府の立法を

通して促進され始めた時代であった。バイリンガル特殊教育に関しては、まだ、その法律の中で認知はされていないものの、特殊教育措置に関しては第一言語による評価が求められている。バイリンガル教育が公に認められた1968年に、特殊教育関連の訴訟で、第一言語の必要性が生じている。このことから、バイリンガル特殊教育の分野は公に認められていなかったものの、特殊教育とバイリンガル教育の接点を意識し始める段階、つまり、バイリンガル特殊教育萌芽期にあったと考えられる。

2. 1970年代；教育機会均等と平等な教育的処置に向けての訴訟と立法化

1) 特殊教育における訴訟運動 — 重度障害を含めたすべての子どもの公教育保障に向けて—：特殊教育に関して、安藤(2001)は、1970年代以降を「すべての障害児のための公教育確立」の時代として捉えている。

1970年代には、1970年に修正初等・中等教育法タイトルVIの障害児教育法 (Elementary and Secondary Education Act, amended by P. L. 91-230, [Title VI])、同年1970年に発達障害者法 (Developmental Disabilities Services and Facilities Construction Act, amended by P. L. 91-517, 1970) が制定され、各種プログラムの発展が促進させられたが、一方で、就学義務免除規定が温存されたままになり、公教育を保障されない障害のある児童生徒が残された(安藤, 2001)。

その後、就学義務免除規定に関して、1972年に、後のリハビリテーション法第504条 (Rehabilitation Act of 1973, Section 504) 及び全障害児教育法 (Education for all Handicapped Children Act of 1975) に影響を与えた2つの訴訟が起こされた。1つは、ペンシルバニア州知的障害者協会訴訟 (Pennsylvania Association for Retarded Citizens ; PARC) が、重度知的障害を含め発達の遅れたすべての市民に教育プログラムを提供するように求めた訴訟 (PARC v. Commonwealth, 1971) であった。

もう1つは、ミルズ訴訟 (Mills v. Board of Education, 1972) であり、その判決は、重度障害を含むすべての障害のある子どもへの公教育の保障へと発展する画期的なものであった (安藤, 2001; Culatta & Tompkins, 1999; Yell, 1998)。両訴訟とも集団訴訟の形をとり、憲法が保障するすべての子どもに教育を提供することを要求しており、特に、ミルズ訴訟の7名の原告すべてはアフリカ系アメリカ人であり、経済的困難な状況を述べ、公費による教育を訴えた。ペンシルバニア州知的障害者協会訴訟は和解に止まったが、これらの訴訟は国中に訴訟運動を広め、30以上のケースが成功に終わったと報告されている (Weinberg & Weinberg, 1990)。また、この2つの判決が出された2年半以内に、28州で障害のある子どもの教育を受ける権利について46ケースが訴訟に持ち込まれている (Zettle & Ballard, 1982)⁴¹⁰⁾。

1973年に通過したりハビリテーション法第504条は、後のアメリカ障害者法 (Americans with Disabilities Act of 1990) の基になるもので、障害者権利法として最初の重要な法律であったとされる (Scotch, 1984)。保健教育福祉省の公民権局が、第504条施行規則作成の担当部局となり、その責任者に、バイリンガル教育についての公的政策を定義する上で重要となった後述するロー判決に関する局内覚書を書き上げたマーキン・ゲリー局長が任命された (Scotch, 1984)。このリハビリテーション法第504条は様々なネットワークを通じて知られるようになり、1975年の全障害児教育法の起草にも影響を及ぼしている。また、この法律において、特殊教育に関する連邦政府のより強い役割が明確にされている。具体的には、連邦資金を州に与え、無料で適切な公教育を保障し、最小限度の制約における環境での教育と個別教育計画作成を規定している。さらに、特殊教育措置への決定に参加する機会が保護者に与えられ、その手続きの過程で第一言語での親への通知を保障し、個別の評価に親の許可を求め、個別教育計画における親の参加などが保障されて

いる。

2) バイリンガル教育対象者及び言語観の変遷: 他方、バイリンガル教育においては、1974年と1978年にバイリンガル教育法が再認可されている。1974年の修正法タイトルVII (Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 93-380, [Title VII]) には、貧困家庭からの児童生徒でなければならないという規定が廃止された。また、第一言語による指導の是認が強調され、タイトルVIIの予算を受けるための条件として、児童生徒の文化的背景を考慮した二言語アプローチ、補充言語指導が明示された。1978年の修正法タイトルVII (Education Amendments of 1974, amended by Pub. L. No. 95-561, [Title VII]) では、対象を拡大し、英語を話す能力に制限のある児童生徒から、読み書き理解能力を含めた英語能力のいずれかに制限のある (以下「LEP」と示す) 児童生徒に変更することが規定された。また、公に初めてアメリカのインディアンとアラスカ出身民族の第一言語グループをバイリンガル教育の対象者として含めた。しかし、この1978年の修正法から第一言語の維持プログラムが連邦支援の対象外とされた。一方で、多文化的な環境を配慮しながら、LEP 児童生徒が分離されないように、モノリンガルの英語話者が、バイリンガルプログラムに参加できるようにした。ただし、その数は、クラスを構成する児童生徒全体の4割までと制限された。バイリンガル教育は、LEP 児童生徒の権利としてではなく、すべての児童生徒の資源として捉えられようになったのである。このような言語観の変遷は、バイリンガル教育対象者を英語話者にまで広げたが、他方で、プログラムの選択肢を狭める理由になされたと考えられる。

3) バイリンガル教育における訴訟運動: 平等な教育とは: 1974年のロー訴訟 (Lau v. Nichols, 1974) は、サンフランシスコ在住の1,800名の中国系児童生徒の教育機会均等がなされていないことを訴えたものであった。この訴訟に対し、1974年1月21日合衆国最高裁判

所は、LEP 児童生徒への平等な教育的処置を求めた判決を下した。すなわち、同じ教員、教科書、時間、場を与えたからといって、言語的障壁に対処しなければ 1964 年の公民権法第 601 条に違反する差別になるということであった。さらに、同年 9 月 26 日に承認された教育機会均等法 (Education Amendments of 1974, [Title II]) においても、言語的障壁を取り除くための適切な行動を積極的に起こすことが明記された。

バイリンガル教育については、ロー判決及び教育機会均等法でもはっきりとは認められなかった。しかし、平等な教育的処置のために言語的障壁に対処しなければならないとしたロー判決は、バイリンガル教育の必要性について国の関心を呼び起こした。具体的には、追加の連邦法の制定を促進させ、連邦政府による执行力に活気をつけ、9 地域にローセンターを設立し、バイリンガル教育を行う州法の通過をねらい、さらなる訴訟を引き起こしたのである (Teitelbaum & Hiller, 1977)。

このロー判決は、国家的にバイリンガル教育の実施について最も大きな影響を及ぼしたものととして広く引用され、アメリカの国家のアイデンティティ形成において鍵となる要素の 1 つとして捉えられた (Teitelbaum & Hiller, 1977)。

バイリンガル教育実施に大きな影響を及ぼしたロー訴訟は画期的なものであったが、訴訟によって明らかにされたこと以上に、さらなる疑問を生み出すこととなった。それは、1974 年以降の多くの訴訟でも浮き上がっている。例えば、1975 年のアスピラ訴訟 (Aspira of New York, Inc. v. Board of Education of the City of New York, 1975) や 1976 年のオテロ訴訟 (Otero v. Mesa County Valley School District No. 51, 1976) では、誰が特別な言語アシスタントを有する資格があり、誰がバイリンガル教育に適しているのかが問われた。また、1978 年のカリフォルニア大学評議員訴訟 (Regents of University of California v. Bakke, 1978) の最高裁判所の判決では、ロー判決とタイトル VI の解釈を異に

し、差別という結果ではなく、意図的な差別のみを禁じているとした。同年の訴訟 (Northwest Arctic School District v. California) でも、ロー判決の妥当性について疑問が投げかけられた。結局、1970 年代に、様々なバイリンガルプログラム⁽¹¹⁾ から、いかにして適切なものを決定するかについての問題は、法廷では答えられず、1980 年代にもちこされた。

4) バイリンガル特殊教育の顕在化：バイリンガル特殊教育は、1973 年の実践が専門雑誌で初めて報告された (Baca, 1974)。しかしながら、すでに 1960 年代後半の訴訟で、特殊教育措置に関して第一言語によるアセスメントを求める訴訟が起こされており、1970 年の公民権局覚書では、学区が、英語技能の評価を基にして、知的障害学級に出身国が異なる児童生徒やマイノリティ集団の児童生徒を措置すべきではないと述べられている (Ferrondez, 1992)。また、バイリンガル特殊教育の実践例が文献に登場する一方、それ以上に、文化的言語的に差別的ではない特殊教育措置の在り方について論議がなされた。

1971 年のコバラピアス訴訟 (Covarrubias v. San Diego Unified School District, 1971) では、アセスメントそのものの妥当性ではなく、その手続きについて疑問が投げかけられた。原告は、学習能力を決定する際に、児童生徒の社会・文化的環境が及ぼす影響を認識すべきであると訴えた。結局、適切な検査に基づいた再評価と承諾を条件として和解に終わった。しかし、この訴訟において、知的障害学級へ措置する前に詳しい情報に基づいた親の同意⁽¹²⁾が必要であるという重要な課題が浮かび上がった (Fernandez, 1992; Weinberg, & Weinberg, 1990)。

さらに、引き続いて文化的言語的マイノリティ児童生徒に対する知能検査の妥当性に関しての訴訟が起こされている。ラリー訴訟 (Larry P. v. Riles, 1972, 1974, 1979) の判決では、カリフォルニア州に対し、「教育可能な知的障害」という判定のために文化的に偏りをもったまま

標準化された知能検査をアフリカ系アメリカ人に用いることを禁止した。また、カリフォルニア州に民族的人種的に不均等な特殊教育措置の割合について、データを集め監視し、それぞれの学校でその不均衡を是正するような計画を求めた。ラリー訴訟が結審する前に、1975年の全障害児教育法の第612条では、障害を同定する際には、知能検査以外にも他の検査を用いることが明らかにされた⁽¹³⁾。

特殊教育において重要でしかも、1975年の法律制定によって初めて確立したのが、個別教育計画と親参加である (Culatta & Tompkins, 1999)。その内の親参加のきっかけである特殊教育措置に関する同意が、コバリアス訴訟のように、文化的言語的マイノリティの立場から提起されたことは興味深い。実際、Culatta & Tompkins (1999) と安藤 (2001) が挙げた 1950年代から 1970年代の特殊教育発展に強く影響した訴訟のすべては、障害のみならず社会的もしくは文化的言語的マイノリティの状況と関連したものであることは特筆すべきであろう。すなわち、特殊教育の発展が、後のバイリンガル特殊教育の発展に寄与したというよりは、文化的言語的に異なった人々から成り立つアメリカには、当初からバイリンガル特殊教育のニーズがあり、それが公民権運動によって支えられ、訴訟という形で特殊教育そのものに影響を与えたのではなかろうか。

さらに、1970年代最後の年に、バイリンガル特殊教育における平等な教育的措置に関しての訴訟が起こされた (Dyrcia S. et al. v. Board of Education of New York, 1979)。このダイルシア訴訟は、他の訴訟とまとめられて判決が出された。すなわち、合衆国控訴裁判所の判決において、発生率の高低に関わらず、全ての障害のある児童生徒に対して適切なバイリンガル教育プログラムを準備することが認められたのである (Jose P. v. Ambach, 1982)。

III. バイリンガル特殊教育の教育理念

特殊教育やバイリンガル教育に関する重要な

法律が 1950年代以降制定されてきた。他方、バイリンガル特殊教育固有の法律というのは連邦レベルでは未だ存在していない (Lesmez, 1998)。バイリンガル特殊教育は、固有の法律を有していないために、特殊教育とバイリンガル教育の理念から切り離して考えることはできない。そこで、バイリンガル特殊教育の理念について、前出の特殊教育とバイリンガル教育の発展過程及び制度的枠組みを通して検証することとした。

第二次世界大戦後から 1960年代までのアフリカ系アメリカ人の人種隔離撤廃を訴える運動によって、1964年に公民権法が制定された。人種、皮膚の色、出身国を理由にした差別を禁止したこの法律のタイトルVIは、他の文化的言語的マイノリティや障害のある人々が差別撤廃を訴えるよりどころとなった。実際、タイトルVIで禁止された差別の根拠を障害の状態にしたものが 1973年のリハビリテーション法第504条であるし、タイトルVIの根拠に性別をつけて教育機会均等を拒否してはならないとしたものが 1974年の教育機会均等法第204条である (Table 2)。法律が通過した要因については、大小の違いはあるものの当事者や親の団体、専門家、政治家、立法草案者、あるいは、戦争、人口構造の変化などの様々な影響があると思われる。しかしながら、提起された差別のない平等な参加をという理念は、特殊教育とバイリンガル教育を支える法律に共通のものであり、上記の公民権法タイトルVIの理念が特にマイノリティである社会的弱者の教育を支えるために普遍的なものであることが確認される。

このようにアフリカ系アメリカ人による公民権運動で提起された非差別、平等な参加という理念は、教育分野では、1954年のブラウン訴訟以来、教育の機会均等という理念として具現化された。教育におけるこれらの理念は、当時の社会的背景の影響を強く受けて構成されたものであると考えられる。実際、人種差別の問題及び社会的マイノリティや文化的言語的マイノリティの教育問題は、地域によっては数的なマイ

Table 2 公民権法・リハビリテーション法・教育機会均等法の差別撤廃条項【訳文】

法律名	内容
1964 年公民権法第 601 条	タイトル VI 連邦支援プログラムにおける非差別 第 601 条 合衆国においては、何人も、人種、肌の色、出身国を理由に、連邦政府の財政援助を受けるプログラムや活動に参加することにおいて、差別されたり利益を享受することを拒否されたり差別を強要されることはない。
1973 年リハビリテーション法第 504 条	連邦助成の下での非差別 第 504 条 合衆国においては、第 7 条(6)で定められたハンディキャップのあるいかなる個人は、単にハンディキャップという理由で、連邦政府の財政援助を受けるプログラムや活動に参加することにおいて、拒否されたり利益を享受することを拒否されたり差別を強要されることはない。
1974 年教育機会均等法	第 204 条 教育機会均等の拒否の禁止 どの州も、人種、肌の色、性別、出身国を理由に、以下の (a) から (e) によって、個人に対する教育機会均等を拒否してはならない。 <(a)-(e)略> (f) 教育機関によって、その指導プログラムでの児童生徒が等しく参加することを妨げる言語的障壁を克服するために適切な行動をとることの失敗

ノリティのものではなかった(綾部, 2000)。けれども、これらの運動が幅広く周知されるようになり、Scotch (1984) が指摘するように、「非差別・平等な参加」がシンボルとして用いられ訴訟や政策過程でその効果を発揮し、より数的にもマイノリティである障害のある LEP 児童生徒の教育の発展にも寄与したことがうかがえた。

ブラウン訴訟で提起された教育の機会均等の理念は、1975 年の全障害児教育法(今日の 1997 年改正 IDEA) や、1968 年以降のバイリンガル教育法において、さらに具現化されている。これらの法律の制定には、公民権運動や社会的な影響を取り去ることはできない。しかし、ここでも、公民権法獲得に用いられた戦略的な裁判制度の活用が特殊教育やバイリンガル教育の分野に取り入れられ (Teitelbaum & Hiller, 1977; Zettle & Ballard, 1982)、教育の機会均等と平等な教育的処置を享受する権利を認めた一連の判決が法起草にあたって受容されたと考えられる。

以上のようにして提起された共通理念の下に、全障害児教育法もバイリンガル教育法も子どもにとって適切な指導を求めている。バイリ

ンガル教育法や教育機会均等法では、言語の障壁を取り除くための対処が求められているが、そのプログラムやサービス内容は、全障害児教育法のもの幅広く様々である。実際、全障害児教育法は、バイリンガル教育法とは異なり、個別教育計画作成と保護者に教育措置や教育内容に関して説明することを規定している。

実践の場では、個々によって、適した環境や指導内容やその方法、教材などは異なるであろう。しかし、バイリンガル特殊教育は、教育の機会均等と平等な教育的処置という理念面では、特殊教育とバイリンガル教育のものと共通している。このことが、バイリンガル特殊教育固有の法律の制定が求められなかった理由の一つかもしれない。しかしながら、それ以上に、1950 年代から 1970 年代の特殊教育発展に寄与した主要な訴訟が、障害のみに固執したのではなく、社会的あるいは/または文化的言語的背景と深くかかわり、バイリンガル特殊教育の課題を含蓄していたためと考えられる。特に 1960 年代、1970 年代の訴訟では、第一言語の必要性と文化に対する配慮が一貫して求められていた (Arreola v. Santa Ana Board of Education, 1968; Covarrubias v. San Diego

Unified School District, 1971 ; Diana v. State Board of Education, 1969 ; Dyrchia S. et al. v. Board of Education of New York, 1979 ; Larry P. v. Riles, 1972, 1974 & 1979)。また、バイリンガル教育に関しても、法律で保障されるようになり、バイリンガル特殊教育は、特殊教育とバイリンガル教育の財源から実施が可能となり、予算的にみてもあえて独立することが必要とされなかったのかもしれない¹⁴⁾。

1950年代から1970年代を回顧すると、特殊教育は、徐々に重度障害を含めすべての児童生徒が含まれるようにと対象者を拡大していった。また、教育機会均等と平等な教育的処置の理念の下、非差別的アセスメント、親の同意、適切な個別教育計画作成などが打ち出され、これらの方針は一貫して現在まで引き継がれている (Individuals with Disabilities Education Act Amendments of 1997)。他方、バイリンガル教育については、「その課題が政治的権力に結び付けられ、「言語を超えた」ものである (Beyond Language, 1995)」とされるように、理念は同じでもその時代ごとの言語観によって助成対象となるプログラムが異なってきた。

しかし、教育機会均等及び平等な教育的処置という基本的理念は、バイリンガル特殊教育にとっても、今日まで不変のものである。このような普遍的理念が生み出された背景には、様々な要因が考えられるが、単なる理念のみならず、幅広い社会的運動によって支えられてきたという事実そのものがこれらの理念をより揺るぎないものとし発展させてきたと思われる。

IV. 今後の課題

全障害児教育法といいながらも重度障害はその対象外とされてきた。この課題は、1980年代以降に引き継がれた。同じく重度障害のある児童生徒のバイリンガル特殊教育の教育機会均等の問題については、今後の課題とし別の機会に考察したい。

注

- 1) 第一言語とは、1997年改正IDEAによれば、通常その個人によって使用される言語、あるいは、子どもの場合は、通常その子どもの保護者によって使用される言語を指す。
- 2) Baca and Cervantes (1989) は、バイリンガル特殊教育の定義を「児童生徒のために、個別に計画された特別な指導プログラムにおいて、家庭言語の使用および英語とともに家庭の文化の使用」とした。バイリンガル特殊教育において、子どもの言語と文化は、子どもが育てられるのにふさわしい教育の基盤(根拠)として考えられたものである。なお、1997年の改正IDEAによって、この定義にはインクルージョンという概念が盛り込まれている (Baca and Cervantes, 1998)。
- 3) 1978年のバイリンガル教育修正法より、英語話者に対する滞在国内言語(英語)及び英語以外の第二言語を用いたバイリンガル教育も付け加えられた。
- 4) ブラウン判決では、次のように述べられた。公立学校での「分離すれども平等」の原則は、もはや存在しない。分離された教育施設は、本質的に不平等である。それゆえ、我々は、原告及び原告と似たような状況に置かれ、分離差別について訴訟を起した人々は、第14回修正憲法の下での均等の保護が剥奪されていると理解する。(Brown v. the Board of Education, 347 U. S. 495, 1954.)
- 5) 教育機会均等には、多義的な意味が含まれるものの、大きく2つにまとめられる。1つ目には、機会の平等(均等)のためにその場の拡大を図る「形式的な教育機会均等化」があり、2つ目には、結果の平等(均等)のためにその教育の質や内実的な検討を図る「質的な教育機会均等化」がある(高倉, 1996)。なお、本研究では、上記の両方の意味を含めて教育機会均等

化としている。しかしながら、本文の中では、両者の意味の違いを区別するために、前者を単に「教育機会均等」とし、後者を「平等な教育的処置」という用語で表した。

- 6) Culatta and Tompkins (1999) は、第二次世界大戦以前は、障害のある人への特別な利益を認めた連邦法はほとんどなかったとし、1960年代以降になって障害児者を支援する法律が緊急に整備され始めたとしている。しかし、それ以前にも、1954年のブラウン訴訟を契機(安藤, 2001; Culatta & Tompkins, 1999; Yell, 1998)として、特殊教育の分野において1958年の精神遅滞児教育教員養成助成金法が制定され、それ以前と比べて障害のある人の権利が促進されてきた(安藤, 2001; Yell, 1998)。
- 7) A hearing before placement の訳。
- 8) The Department of Health, Education, and Welfare の訳。今日の教育省 (the Department of Education)。
- 9) abureau for the education and training of the handicapped の訳。
- 10) 前出の30ケースのいずれかを含むものと思われるが、その重複数については不明。
- 11) バイリンガルプログラムには様々な方法がある。プログラムの計画は、児童生徒のニーズ、スタッフの言語能力、プログラム観等の影響の強い要因によって決められる。Gonzales (1975) によって説明されたプログラム観は、以下の通りである。
 - ・ ESL/バイリンガル (移行的; 厳しく補習的/補充的に方向付けられるもの)
 - ・ バイリンガル維持 (児童生徒の第一言語での流暢さが、別の言語を維持し発達させる強みとして価値付けられるもの)
 - ・ バイリンガル/バイカルチャラル (維持的; バイリンガル維持と似ているが、カリキュラム内容と方法にターゲットグループの歴史と文化がインテグレートさ

れたもの)

- ・ バイリンガル/バイカルチャラル (再生的; 同化の過程で失われたと思われる子どもの祖先の言語、文化を子どもに再生させるために学習させようとさせるもの)
 - ・ 多文化的プログラム (児童生徒は、特にターゲットグループとして限定されない。むしろ、すべての児童生徒が、言語的文化的に多元的な就学に包括されるもの)
- 12) An informed parental consent の訳。
 - 13) 1975年の全障害児教育法の第612条(5)(C)において、“no single procedure shall be the sole criterion for determining an appropriate educational program for a child (単独の手続によって、子どもにとっての適切な教育プログラムを決定する際に、唯一の基準があってはならない。)”と記されているものの、具体的な検査内容についての指示は明記されていない。
 - 14) Cox and Vasquez (1982) は、バイリンガル特殊教育を必要とする児童生徒に対する法的支援に関して、対象児童生徒が適切なサービスを受けられるためにも、特殊教育とバイリンガル教育の資金が連合されないことを求めている。

文 献

- 安藤房治(2001)アメリカ障害児公教育保障史。風間書房。
- Arreola v. Santa Ana Board of Education, No.160 577 (1968).
- Aspira of New York, Inc. v. Board of Education, 394 F. Supp.1161 (S.D.N.Y. 1975).
- 綾部恒雄(2000)「民族集団」の形成と多文化主義; 二つの多文化主義と「るつぽ」化。五十嵐武士(編), アメリカの民族体制; 「民族」の創出。東京大学出版, 15-44.
- Baca, L. & Cervantes, H. (1989) The bilingual special education interface. (2nd ed.), Prentice-

- Hall Inc., New Jersey.
- Baca, L. & Cervantes, H. (1998) *The bilingual special education interface*. (3rd ed.), Prentice-Hall Inc., New Jersey.
- Baca, M. L. M. (1974) What's going on in the bilingual special education classroom. *Teaching Exceptional Children*, 7(1), 25.
- Beattie v. Board of Education, 172 N.W. 153 (Wis. 1919).
- Brisk, M. E.(1998) *Bilingual education : From compensatory to quality schooling*. Lawrence Erlbaum Associate., New Jersey.
- Brown v. the Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).
- Civil Rights Act of 1964, Pub. L. No. 88-352, 78 Stat. 241 (1964).
- Congressional Quarterly (1979) *Congressional Quarterly Guide to the U. S. Supreme Court*. Congressional Quarterly Incog Washington, D. C., 587-623.
- Covarrubias v. San Diego Unified School District (Southern California), No.70-394-T (S.D. Cal., February 1971).
- Cox, E. & Vasquez, M. (1982) *An Overview of the Requirements of Special Education (SB 1870) and Bilingual Education (AB 507)*. Proceedings of a Conference (Pasadena, CA, December 3, 1981), ED239453.
- Culatta, R. A. & Tompkins, J. R.(1999) *Fundamentals of Special Education : what every teacher needs to know*. Prentice-Hall Inc., New Jersey.
- Developmental Disabilities Services and Facilities Construction Act, amended by Pub. L. No. 91-517. 84 Stat. 1316. (1972).
- Diana v. State Board of Education, No.3-70 37REF (1970).
- Dyrcia S. et al. v. Board of Education of New York, 79 C. 2562 (E.D.N.Y. 1979).
- Education Amendments of 1974, amended by Pub. L. No. 95-561, [Title VII], 92 Stat. 2268 (1978).
- Education Amendments of 1974, Pub. L. No. 93-380, [Title II] , 88 Stat. 514 (1974).
- Education of All Handicapped Children Act of 1975, Pub. L. No. 94-142. 89 Stat. 773 (1975).
- Elementary and Secondary Education Act, Pub. L. No. 89-10, [Title I] , 79 Stat. 27 (1965).
- Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 89-313, 79 Stat. 1158 (1965).
- Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 89-750, 80 Stat. 1191 (1966).
- Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 90-247. [Title VII] , 81 Stat. 816 (1968).
- Elementary and Secondary Education Act, amended by P.L. No. 91-230, [Title VI] , 84 Stat. 175 (1970).
- Elementary and Secondary Education Act, amended by Pub. L. No. 93-380, [Title VII] , 88 Stat. 503 (1974).
- Expansion of Teaching in the Education of Mentally Retarded Children Act of 1958, Pub. L. No. 85-926, 72 Stat. 1777 (1958).
- Fernandez, A. T.(1992) *Legal support for bilingual education and language-appropriate related services for limited English proficient students with disabilities*. *Bilingual Research Journal*, 16(3& 4),117-140.
- Handicapped Children's Early Education Assistance Act of 1968, Pub. L. No. 90-538, 82 Stat. 901 (1968).
- Hobson v. Hansen, 269 F. Supp. 401 (DDC. 1967).
- Jose P. v. Ambach, 669 F. 2d. 865 (2d. Cir. 1982).
- Larry P. v. Riles, 343 F. Supp. 1306(N.D. Cal. 1972) (order granting preliminary injunction), aff'd, 502 F. 2d 963 (9th Cir. 1974, No. C-71-2270 R.F.P.) (N.D. Cal Oct 1979) (decision on the merits).
- Lau v. Nichols, 414 U.S. 563(1974).
- Leibowitz, A. H.(1980) *The bilingual education act : A legislative analysis*. Rosslyn, VA : National Clearing house for Bilingual Education.
- Lesmez, K. (1998) *The enactment of the bilingual special education law in Illinois, Public Act 87-0995 : Analysis of the policy process*. The University of Texas at Austin.
- Lora v. Board of Education of City of New York, 456F. Supp. 1211 (E.D.N.Y. 1978), vacated and remanded 623 F. 2d. 248 (2d. Cir. 1980).

- Mental Retardation Facilities and Community Mental Health Centers Construction Act of 1963. Pub. L. No. 88-164. 77 Stat. 282 (1963).
- Mills v. Board of Education of District of Columbia, 384 F. Supp. 866 (D.D.C. 1972).
- National Defense Education Act of 1958, Pub. L. No. 85-864, 72 Stat. 1580 (1958).
- Northwest Arctic School District v. California, No. A-77-216(D. Alaska, Sept. 29, 1978).
- Otero v. Mesa County Valley School District No. 51, 308 Supp. 162(D.Col. 1975), vacated and remanded, 568 F. 2d. 1312(10th Cir. 1977).
- Ovando, C. J. & Collier, V. P. (1987) Bilingual and ESL classrooms: Teaching in multicultural contexts. San Francisco, CA: McGraw-Hill Book Company, New York.
- Ovando, C. J.(1990) Essay review: Politics and pedagogy: The case of bilingual education. Harvard Educational Review, 60(3), 341-356.
- Pennsylvania Association for Retarded Citizens v. Commonwealth of Pennsylvania, 344 F. Supp. 1260 (E.D.Pa., 1971).
- Regents of University of California v. Bakke, 438 U.S. 265(1978).
- Rehabilitation Act of 1973, Section 504, Pub. L. No. 93-112. 87 Stat. 514 (1974).
- Scotch, R. K.(1984) From good will to civil rights transforming federal disability policy. Temple University Press, 竹前栄治監訳 (2000) アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた. 明石書店.
- 末藤美津子(1999) アメリカのバイリンガル教育法における言語観 -1968年法から1994年法までの変遷-. 比較教育学研究, 25, 81-96.
- 高倉翔(1996) 教育における公正と不公正. 高倉翔(編), 教育における公正と不公正. 教育開発研究所, 3-39.
- Teitelbam, H. & Hiller, R. J.(1977) Bilingual education: The legal mandate. Harvard Educational Review, 47, 138-170.
- Individuals with Disabilities Education Act Amendments of 1997, 20 U.S.C. 1414(d).
- Watson v. City of Cambridge, 32 N.E. 864 (Mass. 1893).
- Weinberg, C. & Weinberg, L.(1990) Equal opportunity for bilingual handicapped students: A legal historical perspective. NABE Journal, 14(1, 2 & 3). 17-40.
- 山田欣徳・草薙進郎(1989) 米国の障害児教育問題 -連邦最高裁判例の分析-. 心身障害学研究, 13(2), 149-159.
- 山田欣徳・草薙進郎(1990) アメリカ障害児教育初期判例. 心身障害学研究, 15(1), 81-89.
- Yell, M. L.(1988) The Law and Special Education. Prentice-Hall, Inc., New Jersey.
- Zettle, J. J. & Ballard, J.(1982) The Education for All Handicapped Children Act of 1975(Pub. L. No. 94-142): Its history, origins, and concepts. In J. Ballard, B. Ramirez, & F. Weintraub(Eds.), Special education in America: Its legal and governmental foundations. Reston, VA: Council for Exceptional Children, 11-22.

**The Development of Bilingual Special Education in the United States of America :
Focused on from 1954 to 1970s**

Mitsuko NASUNO, Yuji YANAGIMOTO, and Katsumi TOKUDA

The purpose of this study was to consider how the idea of bilingual special education had developed. The study was conducted through the literature study regarding the fields of special education and bilingual education during 1954 and 1970s in the United States of America. Bilingual special education has included the idea of both special education and bilingual education. The following findings were obtained : 1) The idea of equal educational opportunity defeated "the separate but equal" doctrine in the case of *Brown v. Board of Education*, 1954. This judgement had a marked influence on the development of both field of special education and bilingual education. 2) The idea of equality treatment has brought individual educational program, special language program and so on. The problems of racial, economical, or language discrimination were not in the numerical minority in some area of the United States of America. However, the influence of civil rights movement contributed to more numerical minority's problem, such as the developing of bilingual special education.

Key Word : Bilingual special education, federal statutes, judicial precedents, the United States of America